

東員町公共施設等総合管理計画【概要版】

1 はじめに

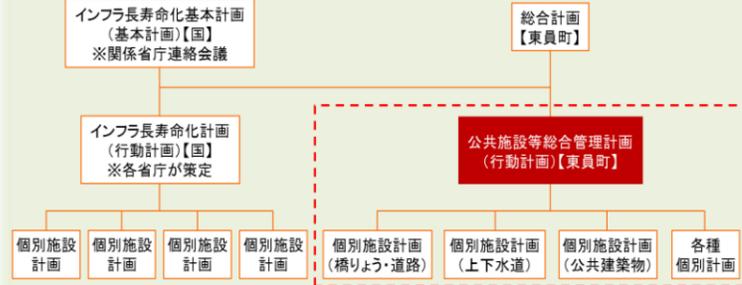
背景と目的

本町では、人口の増加や行政需要の拡大等を背景に、主に昭和40年代から昭和60年代に集中して公共施設等の建設・整備が行われています。これらの施設は、経年劣化による老朽化が進行しており、今後、大規模改修や更新等に要する費用など維持管理に係る負担の増加が見込まれます。今後、人口減少等の社会情勢の変化に伴い、公共施設等の利用者ニーズが変化していくことも予想されており、厳しさを増す財政状況のなか財政負担の軽減・平準化を図るとともに、長期的な視点による公共施設等の管理が必要とされています。

本計画は、公共施設マネジメントの実施に向け、平成26年4月に総務省から示された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」をはじめとする各種指針等に基づき、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めるものです。

計画の位置付け

本計画は、「第6次東員町総合計画」の下位計画として、また、公共建築物や橋りょう等のインフラ施設に係わる個別施設計画の上位計画として位置付けます。



対象施設

本町が保有する公共建築物及インフラ施設（道路、橋りょう、上水道、下水道、公園）を対象とします。なお、土地及び動産等は対象外とします。

計画期間

将来の人口や財政の見通し等をもとに、長期的な視点により公共施設等の管理に関する方針を検討する必要があることから、令和6年度から令和35年度までの30年間を計画期間として設定します。

2 公共施設等（公共建築物、土木インフラ施設）の状況

施設種別ごとの公共建築物の保有量

| 番号 | 施設種別 | 施設数 | 延床面積 (㎡) | 構成比 |
|--------------|------------------|-----|----------|-------|
| 1 | 行政系施設 | 8 | 6,617 | 7.5% |
| 2 | 町民文化系施設 | 14 | 7,329 | 8.3% |
| 3 | 子育て支援施設 | 11 | 4,849 | 5.5% |
| 4 | 学校教育系施設 | 15 | 51,064 | 57.8% |
| 5 | 社会教育系施設 | 1 | 180 | 0.2% |
| 6 | スポーツ・レクリエーション系施設 | 9 | 8,632 | 9.8% |
| 7 | 公営住宅施設 | 2 | 2,686 | 3.0% |
| 8 | その他施設 | 18 | 6,966 | 7.9% |
| 合計 | | 78 | 88,323 | - |
| 人口1人当たりの延床面積 | | - | 3.41 | - |

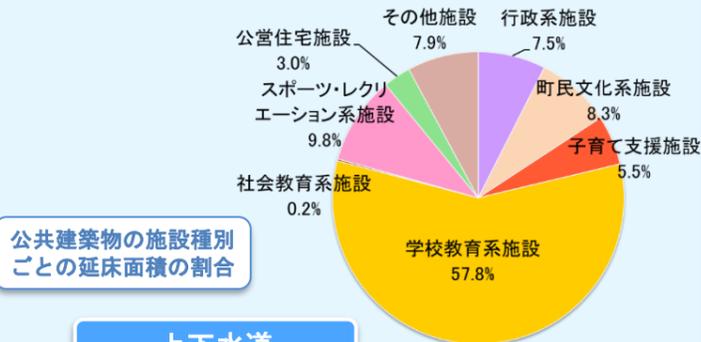
※中部公園の管理棟を公共建築物に含む

道路

| 種別 | 路線数 | 延長 | 面積 |
|------|-------|---------|-----------|
| 車道 | 一級町道 | 18 | 25.9 km |
| | 二級町道 | 14 | 17.9 km |
| | その他町道 | 684 | 188.5 km |
| | 合計 | 716 | 232.3 km |
| 農道 | 199 | 45.8 km | 171,399 ㎡ |
| 歩道舗装 | - | 24.8 km | 88,616 ㎡ |

橋りょう

| 種別 | 橋りょう数、施設数 | 面積 |
|-----|-----------|-----------|
| 車道橋 | 138橋 | 7,808.7 ㎡ |
| 歩道橋 | 5橋 | 288.4 ㎡ |



上下水道

| 施設項目 | 種別 | 延長・面積 |
|------|----------|--------------------|
| 上水道 | 導水管 | 8.7 km |
| | 送水管 | 4.7 km |
| | 配水管 | 155.7 km |
| | 合計 | 169.1 km |
| | 上水処理施設等* | 10,957 ㎡ |
| 施設項目 | 流域 | 延長 |
| | 下水道 | 北勢沿岸流域下水道 北部処理区 |

※管理事務所、配水池、ポンプ場等

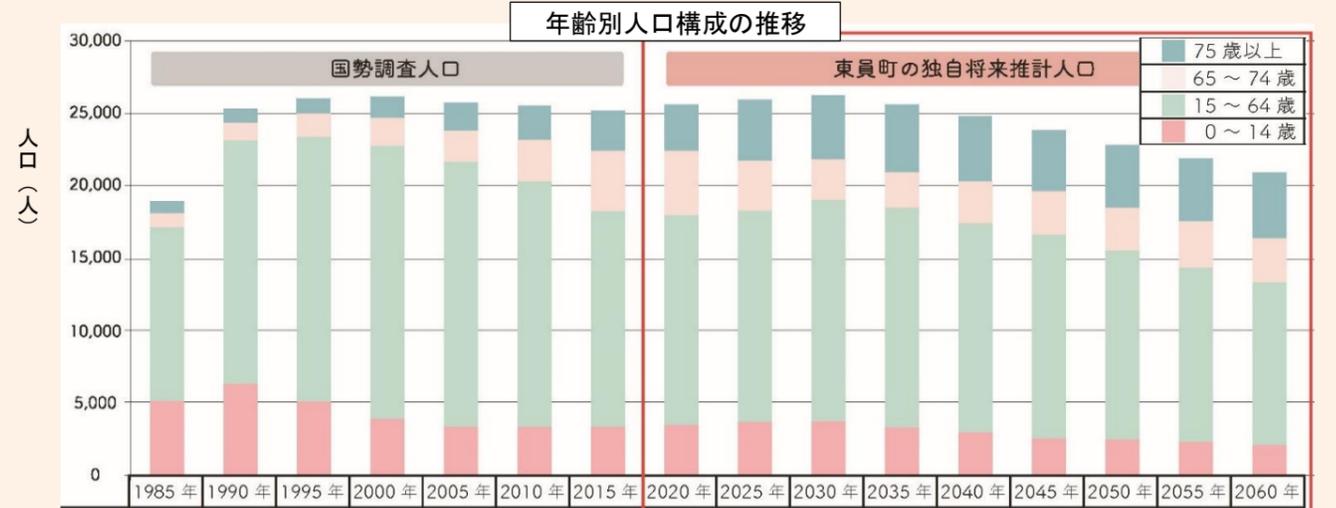
公園

| 公園種類 | 公園種別 | 箇所数 | 面積 |
|--------|------|-----|-------------|
| 住区基幹公園 | 街区公園 | 32 | 67,098.9 ㎡ |
| | 近隣公園 | 1 | 25,285.6 ㎡ |
| 都市基幹公園 | 総合公園 | 1 | 247,000.0 ㎡ |

3 東員町の現状

人口構成の推移

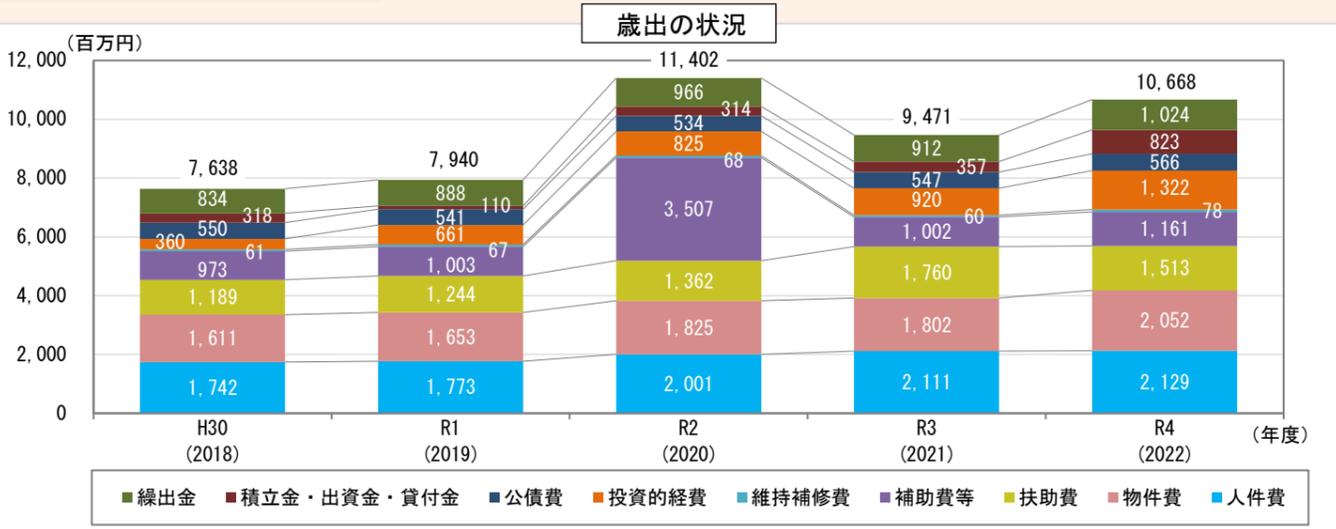
少子高齢化の進展と共に人口構成が大幅に変化していくなかで、公共施設等に求められるニーズも変化していくことが見込まれます。



※図は「第6次東員町総合計画 2021-2030」より引用

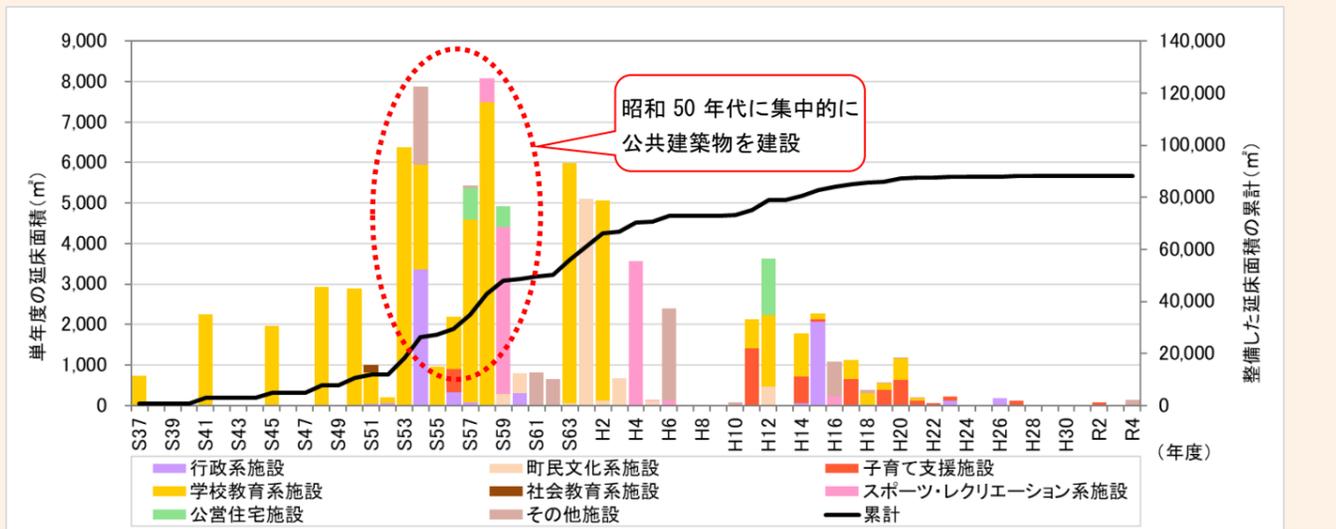
財政状況

少子高齢化の進展と共に、義務的経費である扶助費等の増加傾向が続くと考えられ、財政運営の厳しさは増していくことが想定されます。



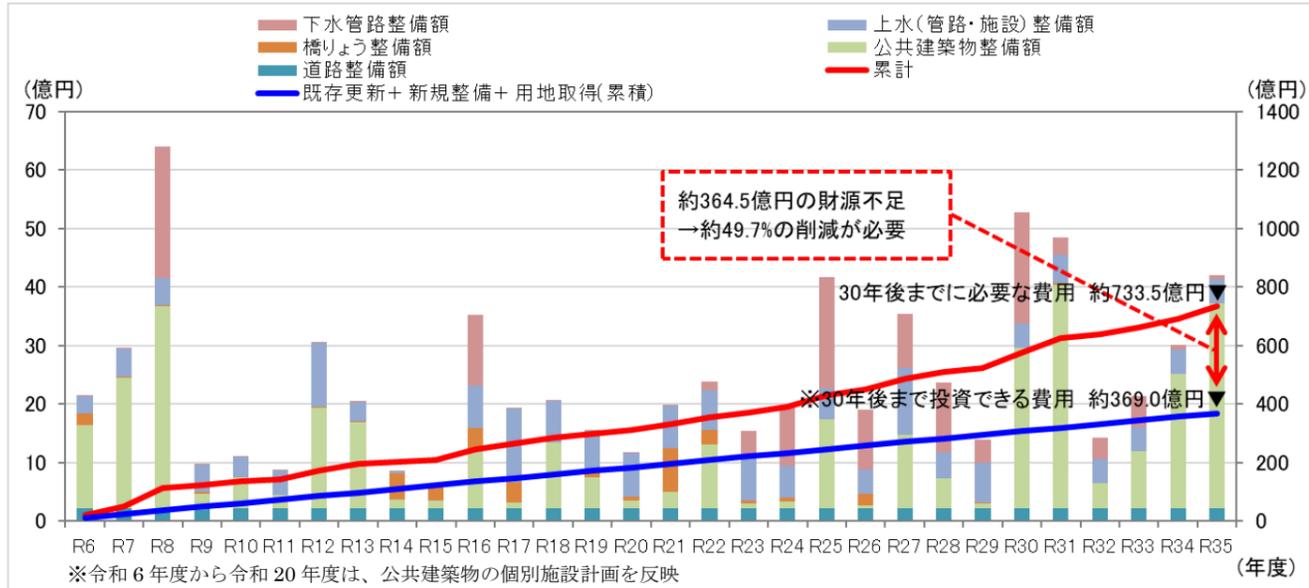
公共建築物の築年度別整備状況

昭和50年代に学校教育系施設等が集中的に整備され、公共建築物の約80%以上が建設から30年以上経過しており、老朽化が進行しています。



4 公共建築物及びインフラ施設の更新費用推計

本町が保有する公共建築物及びインフラ施設の大規模改修・更新等に要する費用は、個別施設毎で計画している対策を反映した場合でも、今後30年間で約733.5億円と推計されており、過去5年間の整備等費用の平均値と比較すると30年間で総額約369億円、年平均12.2億円不足すると見込まれます。今後、公共施設等の総合的かつ計画的な管理により老朽化対策等の取組みを強化していく必要があります。



5 総合管理計画策定についての基本的な方針

過去の一時期に集中して建設された公共施設等は、今後加速度的に老朽化が進行し、現状の財政状況では対策に要する費用が不足することが見込まれます。今後、少子高齢化による社会保障費の増大などを考慮すると、義務的経費は現状よりも増加し、公共施設等の維持管理を行うための予算不足が懸念されます。

そのため、公共施設等の長寿命化対策だけではなく、更なる取組みの強化として、適切な維持管理手法の検討や管理水準・サービス水準の設定に取り組んでいく必要があると考えられます。

このため、今後の公共施設等マネジメントにおける基本方針を、下図に示すように設定します。この方針に基づいて適切なマネジメントを推進することにより、施設の長寿命化による歳出の削減や、収益確保による歳入の拡大を行い、中長期的な視点により公共建築物及びインフラ施設の管理・運営を進めていきます。

◆公共施設等の現状

- ・過去の一時期に集中して建設した施設が一斉に老朽化
- ・大規模改修・更新需要の集中
- 経費の平準化やトータルコストの削減が課題

◆町民ニーズ

- ・施設の集約化による管理費削減に前向き
- ・民間資金・ノウハウの導入によるコスト削減
- ・余剰施設の利活用による財政健全化

東員町公共施設等マネジメント基本計画

- 方針1 中長期的視点による適切な整備方法の検討
- 方針2 人口動態や財政状況に応じた適切なサービス水準の設定
- 方針3 長寿命化による更新費の抑制
 - 建物：複合化、建替え、大規模修繕、運営効率化、統廃合等
 - インフラ：新規整備の抑制、施設の長寿命化、予防保全型維持管理への転換

歳出の削減

- 施設の長寿命化による更新費の抑制
- 機能・用途の見直し（施設内容の多機能化・複合化等）
- 管理水準、サービス水準の見直し
- 運営形態の見直し（運営のアウトソーシング等の民間活力やノウハウの導入、住民・民間との協働、PFI/PPP、ICT化による運営効率化等）

歳入の拡大

- 施設運営のための収益確保
- 未利用地、用途廃止施設の売却・賃貸による収益の確保
- 有料施設の利用者負担適正化（利用料金見直し）

6 公共施設等の管理に関する方針

公共施設等を取り巻く様々な課題を踏まえ、将来にわたり施設のサービスを持続的に提供していくためには、公共施設等を良好な状態で保持し、将来世代にしっかりと引き継いでいくことが重要です。次の公共施設等の管理に関する方針により、総合的かつ計画的に公共施設マネジメントを推進していきます。

①点検・診断等の実施方針

- ・施設の劣化及び機能低下を防ぎ、施設等が安心、安全かつ快適に利用できるよう、定期的な点検・診断等を実施します。

③安全確保の実施方針

- ・日常管理や定期点検等により施設の劣化・故障等を早期に発見し、危険性が高い施設の老朽化や利用状況等を勘察し、必要な措置を講じることで安全確保を図ります。

⑤長寿命化の推進方針

- ・継続的にサービスを提供していく施設について、効果的かつ計画的な措置を講じることにより、LCCの縮減も視野に入れて長寿命化を推進します。

⑦脱炭素の推進方針

- ・公共施設等の整備や改修等において、木材の利用促進、再生可能エネルギーの導入及び消費エネルギーの省力化を図り、ゼロカーボンシティ実現に向けた取組みを推進します。

②維持管理・修繕・大規模改修・更新等の実施方針

- ・不具合の発生を未然に防ぐ「予防保全型維持管理」への転換を図り、長寿命化に資する工法、新技術による効果的・効果的な工法を選定していきます。

④耐震化の推進方針

- ・防災上重要な公共施設について耐震性の向上を図るなど、災害時の拠点施設としての機能保持・充実化に向けた取組を推進します。

⑥ユニバーサルデザインの推進

- ・一人一人が互いの価値を認め合いながら、自由に行動し、安全で快適に生活できるユニバーサルデザインを推進します。

⑧統廃合等の推進方針

- ・公共建築物の更新時には、施設の集約化・複合化・統合・転用・利活用なども視野に入れて、効率的・効果的な施設の再編を推進します。

その他の取組み

公共施設等の適正な管理を推進するためには、メンテナンスサイクルの構築や長寿命化・省エネ対策等の取組みを進めると共に、更なる取組みの推進として、保留する公共施設の有効活用、維持管理の効率化、民間活力の活用などの取組みも強化・拡充し、公共施設マネジメントの取組みを充実化させていきます。

【その他の主な取組み】

- ・PPP/PFI活用方針
- ・余剰資産の利活用方針
- ・地方公会計（固定資産台帳等）の活用方針
- ・広域的な連携の取組み方針
- ・各種計画との連携
- ・総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

7 フォローアップの実施

本計画は、人口構成や社会情勢の変化により公共施設等に対するニーズも変化していくことが見込まれることから適宜、公共施設等の管理に関する取組みの見直しを図り、充実化させていくこととします。

